令和３年４月１９日

保護者の皆様へ

岸和田市教育委員会
岸和田市立桜台中学校
校　長　池内　容子

新型コロナウイルス感染症に係る情報提供のお願いと
感染者が確認された場合の学校園の対応について

平素は学校園の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、児童生徒及び教職員に感染が判明した場合の学校園の臨時休業については、下記のとおりの対応をいたします。

また、児童生徒及び同居のご家族等がＰＣＲ検査を受検した（予定を含む）場合や濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校園へ連絡していただきますようお願いします。

各ご家庭におかれましては、３つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けるとともに、手洗い等の基本的な感染予防対策の徹底に努めていただきますようお願いします。

記

１．児童生徒及び教職員に感染が判明した場合の学校園の臨時休業について

感染が判明した翌日を開始日として、学校園を３日間臨時休業とします。（土日祝等の休日も含む。）保健所による濃厚接触者の特定や学校施設の消毒等の状況により、３日を待たずに再開する場合もあります。

始業時刻以降に判明した場合は、その時点で速やかに下校・降園の措置をとります。

２．児童生徒及び家族・同居者がＰＣＲ検査を受検した（予定を含む）場合や濃厚接触者に特定された場合

速やかに学校園へ連絡していただきますようお願いします。

【出席停止の取扱いについて】

〇児童生徒の感染が判明した場合（治癒するまで）

〇児童生徒が濃厚接触者と特定された場合（最後に濃厚接触した日の翌日から起算して２週間）

〇家族・同居者の感染が判明した場合（保健所が指示する期間）

〇家族・同居者が濃厚接触者と特定された場合（保健所から児童生徒にも外出自粛が指示されている場合は、指示される期間）